

第3部

計画の推進



1 庁内の推進体制

「高槻市男女共同参画推進条例」に基づき、本市のあらゆる施策に男女共同参画の視点を反映させていく必要があることから、施策を総合的かつ効果的に推進するための横断的な組織である高槻市男女共同参画推進本部を中心に、庁内関係各課の一層の連携強化に努めます。

2 市民、事業者、関係団体・NPO、大学等との連携

男女共同参画社会の形成は、行政だけで達成できるものではありません。「高槻市男女共同参画推進条例」で規定されたそれぞれの責務に基づき、市民や事業者など、様々な人々が連携して取組を行うことが必要です。

本市は、関係団体及びNPO等をまちづくりの重要な担い手と位置付けて市民参加型のまちづくりを目指しています。関係団体及びNPO等は、女性の社会参画の場としても、その役割が大きくなっています。互いの特性を活かし、提言の反映など、対等なパートナーとして、行政と市民、事業者、関係団体・NPO等と連携し、協働を推進します。

市内には専門分野の異なる5つの大学や、近在にも多くの大学があります。これらの大学と地域、行政が理解と協調のもとに、連携を深め、大学の持つ教育研究機能や、学生の感性と行動力を施策の展開に活かしていきます。

3 苦情や意見への対応

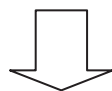
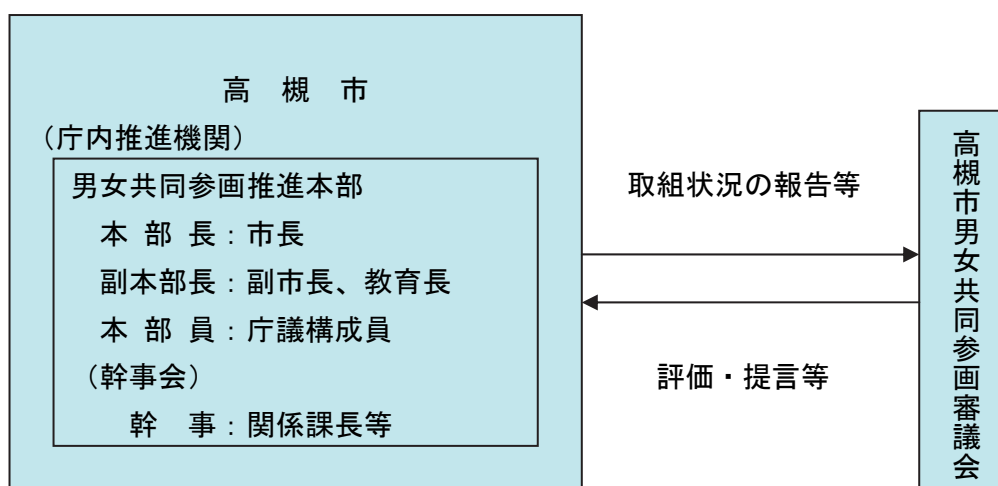
本市では、市が実施する男女共同参画施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に対する苦情や意見を受け、第三者の苦情処理委員に意見を聴いて苦情等の処理を行う「男女共同参画施策等苦情処理制度」を設けています。今後も同制度の周知及び適切な運用に努め、運用状況の公表を行います。

□施策の目標（指標）設定、評価等

計画を実効性のあるものとするために、本市の実態を考えた施策を立案し、分かりやすい具体的な目標（指標）を定め、施策を計画的に実施するとともに、その実施状況を点検・評価し、公表します。

実態の把握のために、統計や調査において可能な限り、男女別の把握ができるよう整備するとともに、実施状況の点検や評価にあたっては、高槻市男女共同参画審議会の意見を反映し、客観性の確保に努めます。

また、その施策が男女共同参画に与える影響予測について、国・大阪府の研究成果等を見ながら実施に移していきます。



高槻市における男女共同参画の推進